

令和6年度 県立特別支援学校のセンター的機能の発揮に係る指定地域(案)

依頼内容 △	依頼内容に係る対象障害種等							言語障害者が利用する通級指導教室に対する支援	県立中央病院及び北病院への加療者(富士見支援学校への転入学相談者及び転出者(転出後支援を含む))	うぐいすの杜学園への転入学相談者及び転出者(転出後支援を含む)	桃花台学園入学希望者	病弱対象高等部入学希望者
	視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	発達障害者	肢体不自由者	病弱・身体虚弱者・発達障害の内の二次障害者	病弱・発達障害の内の二次障害者					
市町村等												
甲府市	○											
山梨市	○											
笛吹市	○											
甲州市	○											
甲斐市	○											
中央市	○											
昭和町												
北杜市	○											
韮崎市	○											
南アルプス市												
市川三郷町												
富士川町	○											
早川町												
身延町												
南部町												
都留市	○											
大月市	○											
上野原市	○											
小菅村												
丹波山村												
道志村												
富士吉田市	○											
西桂町												
忍野村												
山中湖村												
鳴沢村												
富士河口湖町												
河口湖南組合												

○…言語障害を対象とする通級指導教室設置市町

※ 公立私立を含め幼稚園、保育所、小学校、中学校及び高等学校については、当該校等所在地の市町村に指定した特別支援学校が支援する。